

人第 547 号
令和 8 (2026) 年 1 月 30 日

本庁各課室長
各出先機関の長
労働委員会事務局長 } 様

経営管理部長

職員の営利企業への従事等に係る任命権者の許可に関する基準、手続等について(通知)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 38 条第 1 項に基づく職員の営利企業への従事等に係る任命権者の許可(以下「許可」という。)については、同項及び営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和 26 年栃木県人事委員会規則第 11 号。以下「規則」という。)に基づき運用しているところですが、総務省から営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について(通知)(令和 7 年 6 月 11 日付け総行公第 72 号総務省自治行政局公務員部長通知)が発出されたこと等を踏まえ、当該許可に関する基準、手続等について、下記のとおり定め、令和 8 年 4 月 1 日以降の営利企業への従事等から適用することとしたので通知します。

なお、消防団の加入に係る営利企業等従事許可の取扱いについて(通知)(平成 30 年 3 月 30 日付け人第 538 号経営管理部長通知)については、令和 8 年 3 月 31 日付けで廃止します。

記

第 1 法第 38 条第 1 項について

- 1 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねること」については、報酬の有無を問わず、名義のみであったとしても該当する。
- 2 「自ら営利企業を営むこと」に該当するかどうかについては、目的、継続性・反復性、規模(主に収入額)等によって判断する。
- 3 「報酬」とは、その名称の如何を問わず、労務、労働の対価として支給・給付されるものをいい、実費弁償としての交通費等は報酬に該当しない。

第 2 許可の基準について

- 1 「職責遂行に支障を及ぼすと認められる場合」(規則第 3 条第 1 号)に関する事項

職員からの許可に関する申請（以下「許可申請」という。）が、次のいずれかに該当する場合には、原則として許可しない。

- (1) 従事日時が、週休日（勤務を割り振られていない日）、休日、年次休暇を取得した日若しくは時間又は勤務時間外の時間ではない場合
- (2) 従事時間が、1週につき8時間又は1月につき30時間を超える場合
- (3) 従事時間が、勤務時間が割り振られた日（休日及び年次休暇を取得して勤務を要しない日を除く。）において、1日につき3時間を超える場合
- 2 「当該営利企業の団体が、職員の占めている職と密接な関係にあつて不当な結果を生ずるおそれがある場合」（規則第3条第2号）に関する事項

許可申請が、職員の職務と地位を兼ねる営利企業の団体との間に、許可、認可、免許、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等（以下「許認可等」という。）の特殊な関係があると認められる場合には、原則として許可しない。

- 3 「全体の奉仕者たる公務員として従事することが適当でないと認められる場合」（規則第3条第3号）に関する事項

許可申請が次のいずれかに該当する場合には、原則として許可しない。

- (1) 積極的な経営の意思をもって自ら営利企業を営む場合
- (2) 従事先が営利企業の団体（国、都道府県、市町村が出資しているものを除く。）又は営利企業を営む個人であつて、従事する事業又は事務が社会貢献活動（学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業又は事務であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるものをいう。）でない場合
- (3) 従事先又は従事する事業若しくは事務が、公務員としての信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉になるおそれがあると認められる場合
- (4) 職員の職務と従事先との間に、許認可等の特殊な関係が認められる場合
- (5) 報酬が、社会通念上相当と認められる範囲を超える場合
- (6) 職員が、休業、退職又は停職若しくは減給の処分の期間中である場合

第3 許可の申請及び実績の報告

- 1 職員は、許可を受けようとするときは、原則として、営利企業従事等許可申請書（別記様式第1号）を従事予定期間の始期から30日前までに所属長に提出しなければならない。
- 2 営利企業従事等許可申請書には、従事先の団体等の目的が確認できる書類、従事する事業又は事務が確認できる書類、報酬額が確認できる書類等の必要な書類を添付しなければならない。
- 3 所属長は、職員から営利企業従事等許可申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容が第2の許可の基準に適合していることを確認し、原則として、従事予定期間の始期から2週間前までに幹事課を経由して人事課長に提出するものとする。

- 4 上記1から3までにかかわらず、職員が消防団の加入に伴い報酬を受給する場合には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項及び第2項に基づき、職員の消防団への加入促進及び事務の簡素化を図る観点から、許可があったものとする。ただし、これに該当することとなった職員は、速やかに消防団加入報告書（別記様式第2号）を所属長に提出し、幹事課を経由して人事課長に報告しなければならない。
- 5 職員は、許可を受けた営利企業への従事等の実績について、従事日の属する月の翌月末までに所属長に営利企業従事等実績報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 6 所属長は、職員から営利企業従事等実績報告書の提出を受けたときは、従事時間の実績が許可された従事時間の範囲内であること、健康確保に支障がないこと及び従事した事業、事務等が労働基準法の労働時間規制が適用される業務である場合には公務における労働時間と当該事業、事務等における労働時間を通算して労働基準法の時間外・休日労働の上限規制等（労働基準法第32条、第36条第6項第2号及び第3号。以下「上限規制等」という。）に適合していることを確認し、従事日の属する月の翌々月末までに幹事課を経由して人事課長に提出するものとする。
- 7 所属長は、従事時間の実績が許可された従事時間の範囲を超えていること又は上限規制等に適合していないことを確認したときは、速やかに幹事課を経由して人事課長に報告するものとする。

第4 許可の期間等

- 1 許可の期間は、2年の範囲内とする。
- 2 許可は、第3の1から3までの手続により更新することができる。
- 3 許可を受けた職員は、許可の期間内であっても、人事異動により所属が変更となった場合には、その後速やかに許可の内容等を所属長に報告し、1月以内に営利企業従事等許可申請書を所属長に提出しなければならない。
- 4 上記3の報告をした職員は、職務と従事先との間に許認可等の特殊な関係は認められないと所属長から確認を受けた場合は、当該確認を受けた日から人事異動により所属が変更となった日から2月後までは、従前の許可の範囲内で営利企業等に従事できるものとする。
- 5 所属長は、上記3の報告を受けた場合において、当該職員の職務との関係上、許可の内容について第2の許可の基準との適合性に疑義が生じた場合には、速やかに幹事課を経由して人事課長に報告するものとする。
- 6 所属長は、職員から上記3の営利企業従事等許可申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容が第2の許可の基準に適合していることを確認し、2週間以内に幹事課を経由して人事課長に提出するものとする。

第5 許可の取消等

- 1 規則第4条に基づき、許可後に事業の変更その他の事由により基準に反すると認められることとなった場合は、当該許可を取り消す。また、許可内容に反する従事を行ったと認められる場合にも同様とする。
- 2 災害対応など突発的な業務が発生した場合で、営利企業等に従事することが公務遂行に悪影響が生じると認められる場合は、許可を取り消すことができる。
- 3 許可を得る手続を怠り、許可を受けないで営利企業等への従事等を行った場合や虚偽の営利企業従事等の実績報告を行った場合には、栃木県職員の懲戒処分の基準等に基づき、服務規律違反に該当するものとして懲戒処分の対象とするほか、以降の申請に対する許可を一定期間しないなど厳しく対処する。

第6 許可実績等の公表

人事課長は、毎年、インターネットの利用その他の適当と認める方法により許可実績等を公表するものとする。

第7 経過措置

令和8年4月1日現在で許可を受けている場合で、当該許可に期間の定めがない場合には、許可の期間を令和10年3月31日までとする。